

社会福祉法人東京都社会福祉事業団

知的障害者雇用取扱要綱

（知的障害者雇用の目的）

第1条 社会福祉法人東京都社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は都立の知的障害者施設を運営しており、社会的な使命として自らが知的障害者を雇用することが求められている。また、事業団は雇用主として障害者の雇用の促進等に関する法律による雇用率を達成する義務がある。これらの使命と義務を果たすため、知的障害者を雇用する。

（要綱の制定目的）

第2条 この要綱は、知的障害者である職員（以下「職員」という。）の任用、留意事項等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

- 2 知的障害者である職員の取扱いについてこの要綱に定めのない事項は、社会福祉法人東京都社会福祉事業団非常勤職員等就業規則（以下「非常勤職員等就業規則」という。）及び社会福祉法人東京都社会福祉事業団非常勤職員等就業規則の運用について（以下「非常勤職員等運用通知」という。）の定めるところによる。

（定義）

第3条 この要綱において知的障害者とは、児童相談所、知的障害者更生相談所（心身障害者福祉センター、）精神保健センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的な障害をもつと判定された者のうち愛の手帳（療育手帳）4度程度の者をいう。

（職務内容）

第4条 職員の職務内容は、職員の適性に配慮しながら、事業所長が定める。

（職員の勤務態様等）

第5条 職員の勤務態様等は次のとおりとする。

- (1) 雇用人員 各施設 2 名を限度として雇用する。ただし、雇用施設は事務局長が別に指定する。
- (2) 職 非常勤職員とする。
- (3) 雇用期間 1 年以内とする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合は、期間を更新することができる。
- (4) 定年 満 60 歳とし、定年に達した日の属する年度の末日をもって退職する。
- (5) 勤務時間等 1 日当たりの勤務時間は 6 時間とし、その割振りは、勤務実態に応じて事業所長が定める。勤務日数、休憩時間及び休息時間は、常勤職員の例による。
- (6) 休暇 年次有給休暇は、常勤職員の例により付与する。その他の休暇については、非常勤職員等就業規則別表 3 に定める例により付与する。

（報酬等）

第6条 報酬基本額は、月額118,400円とし、支給方法は、常勤職員の例による。通勤手当相当額は、常勤職員の例により支給する。その他、報酬加算、特殊勤務手当、夜勤手当及び期末勤勉手当等は支給しない。

（退職金）

第7条 社会福祉施設職員等退職手当共済法に定める額を支給する。

（社会保険等）

第8条 社会保険等の適用については、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、介護保険法等に定めるところによる。

（担当者の選任）

第9条 雇用施設の事業所長は、雇用推進担当者を置かなければならない。

2 雇用推進担当者は、関係機関との連絡、職員の任用等事務的な処理を行う。

（指導担当者）

第10条 雇用事業所の所長は、常勤職員の中から職員を指導する指導担当者（以下「サポーター」という。）を選任しなければならない。

2 サポーターは原則として職員1名に対し1名とする。

3 サポーターは職員に対し、業務の指示、指導を行う。

（採用方法）

第11条 職員採用の募集、選考は事業所長が行うこととする。

2 事業所長は東京都心身障害者福祉センター、ハローワーク、養護学校等の関係機関と十分な連携をとることとする。

3 事業所長は通勤可能なものの中から、一次選考として、障害者の適性に配慮しながら、書類審査及び面接を行う。

4 事業所長は、一次選考合格者について職場実習を行った上で、適性、意欲等を判定し、採用を決定する。

5 職場実習は1ヶ月間とし、第5条第5号に定める勤務時間を超えてはならない。実習期間中は無給とする。

（事業所長の責務）

第12条 事業所長は、通勤途上も含め、職員の安全管理に注意を払わなければならない。

2 前項の規定は実習期間中も同様とする。

3 事業所長は、職員が職場に定着できるよう心がけるものとする。

（附 則）

この要綱は、平成12年10月18日から適用する。

しかし、平成12年度3月までの「障害者緊急雇用安定プロジェクト」によるトライアル雇用は実習期間1ヶ月の賃金は職場実習報奨金が日経連より本人に支給がありましたが、「障害者雇用機会創出事業」では1ヶ月の賃金は職場実習報奨金が省略されています。

事業団では、トライアル雇用の期間を実習と位置付けて活用しました。この期間は、受け入れる側にとっても有効であり無理のないプログラムを設定し、能力・適正を理解し、サポーターとの関係構築期間としてきました。上記でも、述べているように実習期間の必要性は各職場が感じていますので、やむをえず労基法の関係で1週間～2週間、無給での実習期間を経て採用に繋げてきました。